

宮古島市告示第102号

宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年7月31日

宮古島市長 下地 敏彦



宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付要綱の一部を改正する告示

宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付要綱（平成17年宮古島市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「1日の大半を臥床し」を削る。

第5条中「給付対象者及び介護人の属する世帯」を「給付対象者と生計を一にする世帯」に改める。

第8条を次のように改める。

（利用の辞退）

第8条 利用者は、事業の利用を辞退するときは、日常生活用品給付事業利用辞退届出書（様式第5号）により速やかに市長へ届け出なければならない。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（利用の廃止等）

第9条 市長は、利用者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を廃止するとともに、日常生活用品給付廃止通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 介護保険施設、特定施設、グループホーム等に入所したとき。
- (3) 90日を超える長期入院の必要があるとき。

- (4) 申し出による辞退があったとき。
- (5) その他事業を利用することが不適当と認められたとき。

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住所 _____
申請者 氏名 _____ (印)
電話番号 _____

日常生活用品給付事業利用辞退届出書

下記の理由により、宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付事業の利用を辞退します。

1 利用者氏名

2 辞退の理由

3 辞退の期日 年 月 日から

様式第 6 号（第 9 条関係）

宮 福 介 第 号
年 月 日

様

宮古島市長

日常生活用品給付廃止通知書

宮古島市ねたきり老人等日常生活用品（紙おむつ）給付事業の利用を下記の
とおり廃止しますので通知します。

記

1 利用対象者

2 廃止の期日 年 月 日

3 廃止の理由

附 則

この告示は、公布の日から施行する。